

介護分野就職支援金 貸付制度のご案内



この資金は、他業種で働いていた方などが、介護職員初任者研修以上の研修修了後、介護職員等として就職するときに必要な資金を貸付する制度です。
対象となる県内の施設・事業所で介護職員等として2年間従事することによって返還免除となります。

貸付対象者 1～5の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 神奈川県内の介護保険事業所又は施設に介護職員等として就労が決定した方（内定を含む）
- ② 前職から貸付申請当該業務就労以前1年間に介護職員等又は障害福祉職員として就労経験がない方
- ③ 介護職員初任者研修以上の研修を修了した方（修了見込みを含む）
- ④ 貸付申請書を提出した日から6カ月以内に就労開始し、その後2年以上神奈川県内の介護保険事業所又は施設で介護職員等として従事する意思がある方
- ⑤ かながわ福祉人材センターに有資格者の届出又は求職者登録を行った方（裏面に方法記載）

※貸付申請書類の提出期限は、就労開始後3ヶ月以内となります。なお、就労後に研修を開始した場合は、対象外となります。

*免除要件として、730日在籍のうち360日以上に従事または週20時間以上の従事が必要となります。

*申請時、65歳以下の年齢の者で対象となる施設・事業所に就労する方※裏面を参照ください。

*連帯保証人が必要になります。日本に居住する(外国籍の方が保証人の場合、在留資格が永住者であること)、貸付申請時に20歳以上、80歳以下で原則独立の生計を営むなど安定した収入がある方(同一生計で他に収入がある方を連帯保証人に立てる場合は、年収84万円以上の方)

介護職員として就職するときに必要な経費とは

介護職員等として就労する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとします。

- ① 子どもの預け先を探す際の費用
 - ② 介護に係る情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
 - ③ 敷金、礼金又は転居費用など転居を伴う場合に必要となる経費
 - ④ 通勤用の自転車又はバイクの購入費
 - ⑤ 就労時に必要な被服費等
- など

貸付額 20万円以内（1人につき1回限り）

申込方法

かながわ福祉人材センターのホームページより申込み
手続きの用紙を印刷し、必要な書類等を郵送してください。

■貸付制度詳細はかながわ福祉人材センターホームページへ



検索



対象となる施設・事業所

神奈川県内の下記のサービスを実施している施設・事業所（介護保険事業所）への就職が貸付けの対象となります。※「介護情報サービスかながわ」のHPでご確認ください。

（参考）※障害福祉サービス事業所・施設は対象となりません。

| サービスの種類 | サービス内容 | |
|---|---------------------|----------------------|
| 居宅サービス等 地域密着型サービス 居宅介護支援 施設サービス 介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス 介護予防支援 | 訪問介護 | 介護老人保健施設 |
| | 訪問入浴介護 | 介護療養型医療施設 |
| | 短所入所生活介護 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| | 短所入所療養介護 | 夜間対応型訪問介護 |
| | 通所介護（デイサービス） | 認知症対応型通所介護 |
| | 通所リハビリテーション（デイケア） | 認知症対応型共同生活介護 |
| | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 地域密着型介護老人福祉施設 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 第1号通所事業所 |
| | 第1号訪問事業所 | 地域密着型通所介護（小規模デイサービス） |
| | 特定施設入居者生活介護 | |

申込みに必要な書類

- ① 申請書・個人情報取扱同意書（※）
 - ② 介護分野就職支援金貸付事業 申請書提出チェックリスト（※）
 - ③ 県内で就職することを証明する書類又は内定証明書
 - ④ 3カ月以内の住民票（申請者と連帯保証人分）
 - ⑤ 貸付申請前の1年前までに介護職員等または障害福祉職員として就労がないことを証明できるもの（被保険者記録照会回答票等）
 - ⑥ 資格を証明する書類の写し（または研修名・研修修了予定記載の書類）
- （※）申請書等をご自身でダウンロードしてください。なお、申請書類の郵送をご希望される方は封筒（角2）に140円切手を貼り住所・氏名を明記した返信用封筒を入れ、「かながわ福祉人材センター 介護分野就職支援金担当」までお送りください。

届出・登録方法

下記の1又は2の登録を行ってください。

1. 有資格者の届出

「福祉のお仕事」の「介護の資格 届出制度」より登録を行ってください。

2. 求職登録

「福祉のお仕事」または、かながわ福祉人材センターの窓口で求職者登録を行ってください。

※本貸付を申請するにあたり、下記1. 2の届出又は登録が必要となります。

かながわ福祉人材センターが就職のお手伝いをします。



有資格者の届出

<福祉のお仕事>



求職登録

<福祉人材センター>

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター13階
TEL : 045-312-4816
受付：月～金（祝祭日除く）9:00～12:00 13:00～17:00

